

1. 困ったときに相談するところ

がいこくじんそうだんまどぐち **外国人相談窓口** Tel: 0942-30-9096

結婚・離婚 (結婚を やめるとき)、 税金のこと、 家族の 問題、 お盤の 問題、 交通事故、 仕事、 在 留 資格 (ビザ) のこと、 外国人だから いじめられている など、 あなたが 日本で 生活するときに 困っていることや、 わからないことが あるとき 相談することが できます。 お金は いりません。

るなたが 相談することを、 弁護士や 行 政 書士など 専門の人に きいて もらうことも できます。

■相談する日:月曜日 から 金曜日

(年末年始 (12/29~1/3) と 祝日 (カレンダーの 赤い 字の 日) は 休み です)

■相談する時間:8時30分~17時15分(昼休みは ありません)

■相談するところ: 久留米市役所 6Fの 広聴・相談課です。

『外国人相談窓口 (Kurume Multilingual Consultation Support Service)』

■相談する方法: ①から④の 方法が あります。

がいこくじんそうだれまどぐち そうだん い ①外国人相談窓口に 相談に 行く

②電話で 相談する · · · TEL: 0942-30-9096

③ファクスで 相談する ・・・fax:0942-30-9711

④メールで 相談する · · · E-mail:sodan@city.kurume.lg.jp

『市役所』のこと

す し しゃくしょ あなたが 住んでいる 市には 市役所があります。

はしょ はしょ ないかつ しゃくしょ かなら し 住む 場所が かわったり、生活が かわったりしたら 市役所に 必ず 知らせてください。そのとき 在 留 カードも 出してください。生活で わからないことや 困ったことが あったら、 市役所で 相談できます。

^{こうく} 『校区』のこと

あんしん せいかつ しゃくしょ みんなが 安 心して 生活する ために、市役所が いろいろな サービスを します。 しょうがっこう なまえ くるめし わ こうく い しゃくしょ 小 学 校 の 名前で、久留米市を 分けています。 それを 『校区』と 言います。 市役 所 こうく き くるめし す こうく の サービスは、 『校区』 で 決まります。 あなたが 久留米市に 住むときは、 校区のなまえ おぼ 名前を 覚えてください。

たと かなまるしょうがっこう ところ かなまるこうく 例えば / 『金丸小学校』が ある所 … 『金丸校区』 にしこくぶしょうがっこう ところ にしこくぶこうく 『西国分小学校』が ある所 … 『西国分校区』 などです。